限定承認公告

本籍千葉県夷隅郡御宿町岩和田八一三番地、最後の住所千葉県夷隅郡御宿町六軒町四九〇番地―六
被相続人　亡　竹原　照男
右被相続人は平成二十六年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年十月一日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十月二十日
千葉県夷隅郡御宿町六軒町四九〇番地―六
限定承認者　竹原さかえ

限定承認公告

本籍栃木県下都賀郡野木町大字友沼五九七七番地八、最後の住所東京都文京区湯島三丁目二〇番一二号エリートイン綱島六〇一
被相続人　亡　堀越　勇緒
右被相続人は平成二十六年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十六年十月七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十月二十日
東京都千代田区神田小川町一丁目六番三号
川新ビル四階　濱・宇佐見法律事務所
限定承認者堀越康志
右代理人弁護士　河口まり子

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市西逸見町三丁目一四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　齋藤　昭枝
右被相続人は平成二十六年五月二十三日死亡しその相続人は平成二十六年十月七日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十月二十日
神奈川県川崎市高津区溝口一丁目一番一七号ＭＩビル五階弁護士法人港国際法律事務所溝の口事務所
限定承認者齋藤典正
右代理人弁護士　西井　伸顕

限定承認公告

本籍岐阜県下呂市萩原町大ケ洞七八一番地三、最後の住所岐阜県下呂市小坂町大島一九五八番地
被相続人　亡　今井　正司
右被相続人は平成二十六年八月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年十月六日岐阜家庭裁判所高山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十月二十日
岐阜県下呂市萩原町大ケ洞七七四番地
相続財産管理人　今井　慶吾

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市緑区桶狭間七〇七番地、最後の住所愛知県名古屋市緑区桶狭間七〇七番地ロイヤルハイツ桶狭間二〇三号
被相続人　亡　久田　俊彦
右被相続人は平成二十六年二月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十月二十日
愛知県名古屋市瑞穂区上山町二丁目一一番地美弘ハイツ一〇三号
相続財産管理人　久田　辰仁

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、拓殖採石株式会社（乙、住所北海道広尾郡広尾町公園通北二丁目一番地）及び株式会社ひろお総合企画（丙、住所北海道広尾郡広尾町公園通北二丁目一番地）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十一月二十一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十六年十月十七日に終了しております。
この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月九日
掲載頁　六十二頁（号外第二二五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月九日
掲載頁　六十二頁（号外第二二五号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月九日
掲載頁　六十二頁（号外第二二五号）
平成二十六年十月二十日
北海道広尾郡広尾町公園通北二丁目一番地
拓殖工業株式会社
代表取締役　武田　孝

任意清算公告

当社は、平成二十六年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十月二十日
茨城県ひたちなか市東本町一五番三五号
合名会社浜久
代表社員　山崎志摩夫

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。
金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。
以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。
平成二十六年十月二十日
東京都中央区京橋三丁目六番一八号
株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
代表取締役社長　秋本　憲二

信用事業譲受け公告

当会は、平成二十六年十月十七日開催の臨時総会において、行政庁の認可を条件として、平成二十七年三月二十二日をもって、下郷農業協同組合（大分県中津市耶馬溪町大字大島二二五―四）の信用事業の全部を譲受けることを決議いたしました。
つきましては、この信用事業の全部譲受けに対し異議のある債権者は、平成二十六年十一月三十日までにその旨お申し出下さいますよう、農業協同組合法第五十条の二第四項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公告いたします。
なお、財産目録及び貸借対照表は、当会の本所に備え置いてあります。
平成二十六年十月二十日
大分県大分市舞鶴町一丁目四番一五号
大分県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長　多嶋田　明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億二千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00000271/swby/
平成二十六年十月二十日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ジャパン・アセット・エイティーン・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

正誤

ページ	段	行	誤	正
六	下	終りから三	「第八条の二第四項」と、	「、第八条の二第四項」と」
〃	〃	一	「第八条の二第六項」と、	「第八条の二第六項」と」

（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月十七日付特第二〇号二二三一号一六〇ページ●同
ページ●同日付特第二一号二ページ●十月二十日付第
日付政府調達第一九六号四〇ページ
発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）